# 第２６期　第４回大津市農業委員会総会議事録

１　開催日時　令和８年１０月１３日（火）１３時３０分から１６時２０分

２　開催場所　大津市役所新館７階特別会議室

３　出席農業委員（１８名）

| | | |
|---|---|---|
| １番 | 古田　博義 | 委員 |
| ２番 | 中山　敦生 | 委員 |
| ３番 | 上野　繁清 | 委員 |
| ４番 | 村田　省三 | 委員 |
| ５番 | 西村　　博 | 委員 |
| ６番 | 仲川　欣伸 | 委員 |
| ７番 | 正田　富美子 | 委員 |
| ８番 | 西村　和彦 | 委員 |
| ９番 | 東　　清信 | 委員 |
| １０番 | 安井　善次 | 委員 |
| １１番 | 片山　敏典 | 委員 |
| １２番 | 山本　順一 | 委員 |
| １３番 | 小嶋　政美 | 委員 |
| １４番 | 上坂　雅彦 | 委員 |
| １５番 | 服部　　学 | 委員 |
| １６番 | 田村　喜昭 | 委員 |
| １７番 | 中田　幸吉 | 委員 |
| １８番 | 嶋口　吉信 | 委員 |

４　欠席農業委員（０名）

５　会議に出席した農地利用最適化推進委員（４名）

| | |
|---|---|
| 石塚　善朗 | 委員 |
| 奥村　洋治 | 委員 |
| 野上　　豊 | 委員 |
| 比良岡　昭七郎 | 委員 |

６　説 明 員（０名）

７　傍 聴 人（０名）

８　議事日程

議案第１１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請について

議案第１２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議案第１３号　農地法第６条第２項の規定による勧告について
議案第１４号　農地利用最適化推進委員欠員に伴う候補者の推薦及び募集について
議案第１５号　大津市農地利用最適化推進委員選考委員会委員の指名および同意について
報告第１６号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について
報告第１７号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出について
報告第１８号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
報告第１９号　農地法第３条の３の規定による権利取得の届出について
報告第２０号　農地の転用事実等に関する照会について
報告第２１号　土地利用協議について
報告第２２号　滋賀県農業会議からの農地法第１８条による諮問答申について
協議事項１　　意見書について
連絡事項１　　遊休農地調査について
連絡事項２　　県外視察研修について

９　事 務 局

事務局長、事務局次長、係長、主査

１０　会議の概要

事務局長　　それでは、大津市農業委員会定例総会を開会させていただきたいと思います。

最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順になっております。本日は議席番号２番の中山　敦生　委員に先唱いただきますので、以後一斉にご唱和をお願いいたします。

＜大津市農業委員憲章斉唱＞

事務局長　　ありがとうございました。ご着席ください。

会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっております。本日は南部選出の副会長であります中山　敦生　委員にお願いします。この後の進行について、よろしくお願いします。

副 会 長　　それでは、議事に先立ちまして、本定例総会の成立について申し上げます。

本日は、全員にご出席いただいております。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、会長からご挨拶いただきます。

会　　長　　＜会長挨拶＞

副 会 長　　村田会長、ありがとうございました。
それでは、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第５条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

議　　長　　それでは、日程に従い始めさせていただきます。
議事録の整理のため、発言にあたっては挙手をし、議席番号と氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。
また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。
議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。
大津市農業委員会会議規則第１１条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。
８番　西村　和彦　　委員
９番　東　　清信　　委員
を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
それでは、ただいまから議事に入ります。
お手元に農地法第３条・第４条・第５条の許可要件を説明した資料を備えつけていますので、許可・不許可の判断資料としてご活用ください。
なお、本テキストは、次回の総会でも使用しますので、持ち帰らないようご注意をください。
まず初めに、議案第１１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございました。
説明が終わりましたので、農地法第３条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。
No.１及びNo.２の北比良につきまして、地元委員より一括してご意見をお願いいたします。

委　　員　　No.１につきましては、去る１０月３日に申請人、譲受人、推進委員と私で現地確認をいたしました。事務局とほとんど重複するんですが、当該土地は以前に○○が３条許可を申請された土地ですが、申請の後、売買の契約が成立していないと伺いました。この件につきましては、譲渡人から確認書が提出されております。

今回の譲受人は既に隣の土地を取得され、ボート置場及び露天駐車場を計画され、間もなく出入り口の工事をされるとのことでした。本来のこの土地ですが、新規営農でイチゴのハウス栽培を計画されています。新規営農ということで、自分でされるのかと伺ったところ、コンサルの指導及び援助をいただくと話されていました。

それと、住所が京都府〇〇となっておりますが、拠点となるのが大津市〇〇にボート事務所があり、通勤可能で耕作には問題ないと考えます。

最初は５０メートルのハウスを２棟計画し、最終的には４棟を計画する予定だそうです。周りは田んぼではありますが、長年営農されてはおらず、迷惑をかける心配もないと考えます。

No.２につきましては、１０月５日に申請人、譲受人と私で現地確認をしました。これもまた事務局の説明どおりですが、当該土地は３年前から土地を借りて耕作をされていました。今回、売りたい、買いたい両者の意見がまとまり、交渉が成立しました。この土地の東側に３年前に取得された田んぼがあり、今回の２筆と合わせて３枚隣り合わせで耕作をされます。

何も問題がないかと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　　長　　ありがとうございました。

続きまして、No.３の八屋戸、No.４及びNo.５の南船路につきましては、地元委員より一括してご意見をお願いいたします。

委　　員　　それでは、まず３番から話をさせてもらいます。９月２７日の日曜日１１時から譲受人と申請者、それと推進委員と私の４人で現地調査を行いました。譲渡人さんは高齢で、自宅から離れた農地の維持管理が困難になっており、また息子さんと娘さん共に関東で生活をされておって、帰郷される予定もないということで、今回譲渡という流れになったようです。

また、今年に行われた地域の夏祭りの際に、隣の農地を管理しておられた譲受人が草刈りを申し出たところ、話がとんとん拍子に進んで譲渡されることになったということでした。

譲受人さんは、南側の農地で既に耕作をされておりますので、営農上の問題はないと判断しております。

続きまして、４番のほうです。こちらは１０月３日の１１時から申請者さん、お父さんですね、と譲受人さん、娘さんと推進委員と私の４人で現地調査を行いました。譲渡人さんにつきましては、農地の維持管理ができないということで売却を決められたようです。

譲受人さんですが、この辺りの周辺の土地を買い集めておられます前回の総会で報告に上がった方です。取得後は水稲ができるかどうか取り組んでやってみるということなんですが、駄目なら畑か果樹園などをしてみたいということをおっしゃるものですから、申請書の整合性を事務局と調整してくださいということでお願いをしておきました。

その後、あとは地元の農業組合さんに対して組合費や水利費等々の対応

をしっかりしてくださいということと、先月のその農業委員会の総会において報告事項として上がりましたということで先方さんに申し伝えた上で、周辺圃場の最上流になるものですから、砕石の投入と下流域の農地の迷惑にならないようにしてほしいということと、地元のトラブルは起こさないように、注意して耕作してくださいということをお願いしました。

この今申し上げたところの条件がしっかり守っていただける限りにおいては、問題がないと判断しました。それでは、ご審議をよろしくお願いします。

それと、１０月２日に事務局から問合せがありました。写真を見てもらえば、バナナの木が植わっておるんですが、これは撤去せずに現状のままで残すということでした。

以上、ご審議、よろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございました。

それでは、続きましてNo.６の和邇北浜につきましては、地元委員よりご意見をお願いします。

委　　員　　９月２６日１０時から現地にて、譲受人、譲渡人、それから推進委員、私を含めて４人で確認いたしました。

まず１つは、譲受人が新規就農者で実績がないというところでありましたので、土地におきましては、３筆で７.５反、７，５８９㎡だったわけでございます。このことから、今後、維持管理して続けられるかと譲受人に対して意思確認をいたしました。その結果、申請書の添付資料の中にもありまして、農地法３条申請に係る理由書を拝見し、本気でこの地域で農業を始めたいという強い意志が書いてありましたし、それを本人に再度確認して納得させていただいたところでございます。

また、今回初めて農業をされる方でありますので、農業の大変さを実感しながらも、それによって頓挫することはないだろうなというようなことを確認いたしました。

先ほど事務局の説明でもありましたように、〇〇で、今現在勉強しているというところからして、今後も含めて単に思いつきでやるというところは見えなかったので、頑張っていただきたいというようなところを申し上げました。

それから、この圃場は、今まで担い手さんがやっておったんですが、水稲栽培には適さないというか、水の管理が大変難しいと。１筆には４．５反ありまして、上流にはあるのですが、なかなか水の管理ができなかったというところから、担い手も豆を植えるとかというような形で、大変苦慮していたというところの中で、今回野菜づくりに専念するということを聞いたので、１つは安心したと。

また、野菜づくりで担い手も困っておられたのですが、獣害、猿が多く、周りの自治会等々にも苦情が出るのではないかというような心配があ

ったので話をしてみたところ、承知していると。今後、被害に遭わない作物及び対策をこれからも勉強していくというような力強い決意が見られましたので、納得をいたしました。

また最後に、草刈り等々が広い面でありますので、なかなかできていなかったと。これも十分管理するように伝えたところ、はい、分かりましたと返答いただき、それぞれ思いを確認したところでございます。

そういった意味で、強い意志を持っておられる方でございますので、今後に期待したいというところから、皆様方に許可申請についてよろしくお願いしたいというところで、説明を終わらせていただきたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

議　　長　　ありがとうございました。

続きまして、No.７の本堅田一丁目につきましては、私が地元委員でございますので、意見を述べさせていただきたいと思います。

１０月６日に譲受人、そして推進委員、私の３名で現地の確認をさせていただきました。現地については、この２５ページ、２６ページにございますが、東洋紡績の研究所の東側に位置するところでございまして、そして前面道路は幅員約１．５ｍぐらいの舗装のされていない公道がございます。そこを今回譲受するということですが、既に隣のところを耕作されておられます。２７ページの右側のところでございますが、ここにブルーシートが写っておりますが、ここが昨年か一昨年に取得されて畑にされているんですが、この左側に草がいっぱい生えているこんな状態でございました。そこを機械を使わずに手作業でお１人でくわやスコップを使いながら草を除草して、畑にされているということでございます。

今回、その隣の草が今、ものすごく茂っておりますここの部分について新たに取得をされて、そしてその畑を広げていきたいということでございますが、ものすごい熱心な方でございまして、野菜作りをしたり、それからここにも写真に写っておりますが、かんきつ系のものも植えたいということで、そういうものを栽培し生産をしたものは、販売するわけではなくてデイサービスセンターのようなところに無料で持っていっているということで、作る楽しみを味わっておられるという方でございますので、ここを取得されても十分に耕作をされるということが確実であるなというふうに感じております。

以上でございます。よろしくお願いします。

それでは、続きましてNo.８の苗鹿三丁目につきましては、地元委員よりご意見をお願いしたいと思います。

委　　員　　９月２６日の土曜日、申請者と譲受人の長男様に立ち会っていただいて、私と推進委員で現地調査及び譲受人からお話をお伺いいたしました。譲渡人は〇〇歳と高齢で、ご家族も農業に従事する者がいらっしゃらないというところで、当該申請農地の稲作は今年も実際、今も稲が終わっているわ

けですが、田植え、稲刈りを譲受人にお願いをしているような状況で、農作業の継続は譲渡人としては困難というような判断から、今回売却されるものです。

当該農地に隣接して譲受人は農地を所有されていますが、この譲受人の農地は道路と面していないところでして、現状は当該申請農地を通らないと農地に行けないような状態であり、譲受人にとって当該農地を取得するメリットは大きく、また所有農地と一緒に耕作することができるということで、そういったメリットもあるということで購入されるものです。

３１ページの写真のとおり、申請農地は田として活用、耕作もされている農地であり、営農可能な農地であることを確認させていただきました。譲受人はご高齢ですが、長男様はまだ〇〇歳ということで、今も一緒に稲作等に従事をされており、今後も耕作していく意思も持っておられ、農機具等も所有されていますし、引き続き営農していく能力もあると判断されます。

よって、当該農地の取得については問題ないと判断をさせていただきました。以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

議案第１１号について、地元委員の皆さんからそれぞれご説明をいただきました。何かご意見、そしてまたご質問ございましたら、議席番号を言っていただき、私が指名させていただいた後に、ご発言をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

意見、ございませんか。ご質問ございませんか。

（なしの声）

議　　長　　それでは、ご意見等もないようでございますので、お諮りをします。

No.１について賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請№.１は許可することに決定いたします。

続きまして、No.２について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１１号№.２は許可することに決定いたします。

続きまして、No.３について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１１号№３は許可することに決定いたします。
続きまして、No.４について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１１号№４は許可することに決定いたします。
続きまして、No.５について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１１号№５は許可することに決定いたします。
続きまして、No.６について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１１号№６は許可することに決定いたします。
続きまして、No.７について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１１号№７は許可することに決定いたします。
続きまして、No.８について、賛成の方は挙手をお願いします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１１号№８は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第１２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございました。説明が終わりました。
９月２５日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員に調査をしていただきましたので、農地法第５条の農地転用許可基準から見た審査状況について、ご報告をお願いいたします。よろしくお願いします。

委　　員　　ほとんどもう事務局の方、説明いただいたんですが、３点ばかり私のほうで気づいたところがありますので。
１点目に、資力信用に関して、建設資金はここにもありますとおり、全額京滋信用組合から○○円の借入れということですが、参考までに私ホー

ムページを読ませてもらったら、取引銀行が京都銀行及び滋賀銀行でした。財務諸表の掲載にもホームページにもなかったので、資産状況は不明です。

しかしながら、別金融からも借入れが可能であるということから、資力及び信用はあるというふうに認められると思います。

それから、２点目に車両を洗車した汚水についてですが、公共下水道にポンプアップによって排水するというため問題がないということです。これは当日お聞きさせていただきました。

また、油分については油水分離して処理して、泥についても廃棄物としてしかるべく適切に処理するということでした。

それから、３点目に地面は全体的にアスファルト舗装するということですが、洗車部分については水分とか油分吸収しますのでコンクリート張りにされるんですねというふうに聞いたら、もちろんですということで洗車部分についてはコンクリート張りにするということで、これも適切であると思われます。

私からは転用を妨げるものは特にないというふうに判断いたしました。以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

続きまして、地元委員よりご意見をお願いいたします。

委　　員　　同じ日に推進委員とともに立会いをさせていただきました。周辺には農地はなくて、影響を及ぼすことはないというふうに思います。

それから、先ほどの地元説明会の状況ですが、１名反対の方がいらっしゃいましたが、全体としては必要不可欠な事業でもあり、そのための用地、さらにはその転用ということであれば、やむなしかなと。その上で臭い対策とか交通渋滞への対策はしっかりやってほしいというような要望があって、その上で地域としても、許可、転用についてはやむなしかなというところでした。

現地自体はかなり低いところですので、周辺からはほとんど見えないような状況です。若干車両の出入りはありますが、そのことによって地域全体が活性化するんであれば、それはそれでよしかなというところでした。

以上です。

議　　長　　ありがとうございました。

それでは、この議案第１２号につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、先ほどと同様に、議席番号を言っていただいて、そして私が指名をさせていただきますので、その後、ご発言をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

よろしゅうございますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見等もないようでございますので、お諮りをいたします。
議案第１２号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請は、許可相当と認めることに決定いたします。
なお、本議案に関しましては、一般社団法人滋賀県農業会議への意見聴取を行い、回答を得た上で許可・不許可を決定する必要があることから、当該法人に意見を求めることといたします。
続きまして、議案第１３号　農地法第６条第２項の規定による勧告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございました。
続きまして、地元委員より、ご意見をお願いします。

委　　員　　問題の場所ですが、前任者にも確認しましたし、私も令和６年に遊休農地の調査の際に確認をしております。１、２年ならまだ株が残っていると思うんですが、最低でも４、５年は耕作されていないというのを確認いたしました。
以上です。

議　　長　　ありがとうございました。
それでは、このことにつきまして、ご意見・ご質問ございますか。
ございませんか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見等もないようでございますので、お諮りをしたいと思います。
議案第１３号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員により、議案第１３号、農地法第６条第２項の規定による基づく勧告については、議案のとおり進めることに決定いたします。
それでは、続きまして議案第１４号、農地利用最適化推進委員欠員に伴う候補者の推薦及び募集についてを議題といたします。事務局の説明を求

めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　説明が終わりました。何かご意見・ご質問ございますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見もないようでございますので、お諮りをいたします。
議案第１４号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員によりまして、議案第１４号　農地利用最適化推進委員欠員に伴う候補者の推薦及び募集については、原案のとおり募集することに決定いたします。
続きまして、議案第１５号、大津市農地利用最適化推進委員選考委員会委員の指名及び同意についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございます。
説明が終わりました。何かご意見・ご質問ございますか。

（なしの声）

議　　長　　ご意見もないようでございますので、お諮りします。
議案第１５号について原案に同意いただける方は挙手をお願いいたします。

＜採　決＞

議　　長　　挙手全員によりまして、議案第１５号　大津市農地利用最適化推進委員選考委員会委員の指名及び同意について、原案のとおり決定いたします。
ここで、報告事項でございますが、休憩を挟みたいと思います。
それでは、休憩をいたします。

＜　休憩　＞

＜　再開　＞

議　　長　　それでは、再開させていただきます。
報告案件でございます。報告第１６号から報告第２１号並びに集計報告について、一括して事務局の報告を求めます。

＜事務局、資料に基づき報告＞
＜事務局、集計報告＞

議　　長　　ありがとうございました。
報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご意見・ご質問はありますか。

委　　員　　すみません。教えていただきたいことがあるんですが、７ページの１１番です。登記地目が宅地で、現況が畑で、休耕地と書かれているんですが、これどういう状況なんでしょう。普通でしたら、田とか畑から宅地とか休耕地とかということが多いんですが、宅地やったところが畑になってと、どういう状況だったのか教えていただきたいんですが。

事 務 局　　今、委員からご質問がありましたこの７ページの５条の１１番でございますが、農地法は現況主義でございます。もちろん参考として、この登記地目が田畑というのは重要な判断要素にはなるんですが、まずもって今現状がどういう状態になっているかというのを先方から聞き取らせていただいたところ、先方がもともと畑として使っていましたということで、今現在は休耕していますが、畑として使っていましたというお申出がありましたので、その場合は法の趣旨に則って、その現況主義に則ってこの農地法の届出が要るというふうに判断させていただいて、受理をした次第でございます。
以上でございます。

委　　員　　分かりました。

議　　長　　それでは、○○委員、どうぞ。

委　　員　　１６ページの先ほど事務局が説明してくれた２番。許可を得る必要がない案件であるというところですが、これ面積１９９㎡なんですよね。僕、実際に現地を事務局と一緒に確認させてもらったんですが、進入路も含めると、その分筆の仕方が非常に不自然で、進入路を非常に狭くして、２００㎡に収まるように１９９㎡にしてある。実際には進入路はもっと広くて、全体のこの倉庫用地としては２００㎡を超えているというように見ていたんです。
でも、これは、その今の賢いというか、ずるいやり方というか、あえて

分筆をして２００㎡以内に収めてあるというような案件なんですよ。
本来なら、真っ当なやり方をすれば農地転用許可を申請すべき案件かなと思うんですが、その事情がどうであったのか分かりませんが、普通に申請すれば青地区域の横なんで許可が下りるのかどうか微妙なところだったんでこうしたのかなとは思うんですが、この１９９というのは気にかかるんですが。

事 務 局　　一番最初、３条でこの土地、この倉庫が建っているところも含めて、地権者の方から、ある方に３条で譲り渡したいんですが、どうすればというご相談を受けたときに、私がその２００㎡以下であれば農地転用の許可は要さないというふうにキーワードをそこでお伝えをしてしまいまして、委員がおっしゃったとおり、何とかその許可を得ないこの１９９㎡で抑えに来たというところでございます。
どういう形で分筆をすることになったかということで、分筆の予定図を調査士の先生がお持ちになられて、今回その土地を結局、その方がまた地目変更が終わった後は農地法から外れますので買われて、その周りの土地も含めて結果的に一帯をその方が３条で譲り受けたいという思いは今、変わっていないということなんですけれども、もしそれがその方以外の譲受人であれば、明らかにいびつなもう本当に１９９に抑えるがために分筆しましたというようなある意味、分かりやすい図だったので、私は指摘させていただこうと思ったんですが、今回この譲受人が最終的にその宅地の倉庫部分も周りもその譲受人が同じであったので、やむなしかなと。
すみません。現地を確認したわけではなかったので、その調査士のほうから１９９㎡で出入り口も含めてこれで倉庫部分で間違いないという説明を受けたので、そのまま粛々と受けてしまったところがございます。
ですので、実際、委員が現地を見に行っていただいて、明らかに出入り口部分が現状と今回分筆されたところが違っていると言われると、正直苦しいところではございますが、向こうがおっしゃったことをそのままこちらとしては受け取ったところでございます。
明確な回答ではございませんが、経過としては以上でございます。

委　　員　　これ仮に２００㎡を超えるということで、本人が農地法に基づいて、これやったら５条の転用許可申請かな、申請をしたら許可されるという案件ですかね。

事 務 局　　恐らくは許可されるだろうと思います。その譲受人の方は、過去からこの３条で農地を買われて、地域の方とも一定良好な関係を築いた上で、今現在も農業を頑張っておられる方というのは、私も最初の相談の頃からその方と直接お話しして存じ上げておりましたので、その方が今後のその農業をするに当たって倉庫も必要、かつその周りの農地もこの方から買って営農するということであれば、これが５条と３条の許可申請が出てきた場

合は、特段、私が思うに不許可にする要件には何も抵触しないということで、恐らくは許可になるだろうというふうに推察されます。

委　　員　　その５条のときに、一種農地にはこれは該当しないわけ。

事 務 局　　仮に青地であったとしても、農業用倉庫であれば、その部分だけを農林水産課に申し出ていただいて、青地の軽微変更というものを行っていただければ、仮に完全な青地であっても倉庫を置くこと自体は適法だというところでございます。

ですので、今回はこれまで使っておられた方の農業用倉庫だったというところに重きを置いて、判断させていただいたところでございます。

議　　長　　よろしゅうございますか。

委　　員　　質問です。

議　　長　　どうぞ。

委　　員　　軽微変更は青地の農地で、今おっしゃっているように、農業用倉庫というのを建築するために、大津市であれば農林水産課に届け入れて、承認もらえればできると思うんですが、５条で結局申請上げると、農業用倉庫になると雑種地になりますよね。ですから、青地の田を雑種地にしようと思ったら、まず青地除外から始めて、青地を除外してもらって白地に変えて、白地から５条転用でないと、いきなり青地をその倉庫だけを、せやし、今回おっしゃってはるみたいに、２００㎡超えている、仮に２１０㎡としたときに、では、軽微変更できへんやん、これを四角四面で突き詰めていったら、まずその小屋の建っているところだけを青地から除外をしてもらう申請を上げて、除外申請で多分この場で揉んで承認して、県に上げて、国に上げて、やっと半年後に青地除外できましたよと帰ってきて、そこから白地になったその状態で５条申請を受け付けるというのが普通の流れではないですか。

事 務 局　　おっしゃるとおりです。大変失礼しました。勘違いしておりまして、今回２００㎡を超えてくる場合は、まずは青地の除外と言いまして、そこの部分を青から白に変えるための手続を農林水産課で経ていただいて、もしそこで白に変わった、白地に変わった暁には、その際には５条の転用許可申請が出てくるというような流れでございます。

大変失礼しました。訂正させていただきます。

議　　長　　○○委員、よろしゅうございますか。

委　員　　はい。

議　長　　ほかに何かございますか。

（なしの声）

議　長　　それでは、続きまして報告第２２号について事務局の報告を求めます。事務局、よろしくお願いします。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　長　　ありがとうございます。
この件について、何かご意見・ご質問ございますか。

（なしの声）

議　長　　ご意見等もないようでございますので、続きまして、協議事項の１、意見書についてを議題といたします。
資料につきましては、本日皆様の机の上にございます農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書案です。
農業委員会等に関する法律第３８条では、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する事務を効率かつ効果的に実施するため、関係地方公共団体に対し、最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならないとされております。
これまでの慣例につきましては、農業委員会の改選後の２年目に当たる年に市長に対して意見書を提出しておりましたが、役員会で議論をいたしました結果、今回慣例にとらわれずに意見書の提出をしようと考えたものでございます。基本、今まで、先ほど説明いたしましたように、任期の３年間の間に１回提出するという形で今まで来たんですが、この意見書というものは大事なものでありますから、毎年出していったほうがええやろなという発想もございまして、先ほども申しましたように、役員会で議論をしていただいて、そして今回意見書を大津市長に提出をしてはどうかなと、そういう判断に至ったわけでございます。
今回、配付いたしました意見書案につきましては、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りまして修正をさせていただきながら、この意見書について進めてまいりたいというふうに思いますので、この案につきまして、事務局から朗読をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

＜事務局、朗読＞

議　　長　　ありがとうございました。
この意見書につきまして、何かご意見、ご質問ございましたら、ご発言いただきたいと思います。何かございませんか。

委　　員　　２ページの２番ですが、遊休農地に関して、一番最後に、「農地の再生と有効利用を促進する仕組みづくりを検討し、遊休農地の発生防止・解消に一層取り組まれたい」とありますが、大津市としての具体的な絵はありますでしょうか。これ、もしあれば。これ、発生防止・解消、遊休農地をなくすというのは言えるんですが、具体的にどういうふうにしたらいいのかなというのがありまして。

議　　長　　今、お答えできる範囲で結構でございますので、もし発言できることがあったらお願いいたします。

事務局長　　具体的に大津市で例えば次の有害鳥獣防止対策にもつながっているんですが、農作物の被害防止対策事業の補助金を出して農地を守って、そういった観点から田を荒らされない、田畑等を荒らされないような補助金をつくって農地を守って、それで有効活用を進めていくとかといった補助金を出したりとか、そういったものはしております。
ほかにも担い手確保のための国の補助金を使った、いわゆる農地を守っていくための補助金とかたくさんメニューを持っているんですが、実際、実行するのはあんまりないということが実情かと思います。
そういったこともあって、今、皆さんご存じのとおりの状況でございますので、そういう仕組みづくりを検討してくださいというようなところでございます。
説明になっているかどうか分かりませんが、以上です。

委　　員　　ちょっとこれとは違うかも分かりませんが、実際働き手がいないんですよね。いるんでしょうが、発掘ができない。私、よく分からないんですが、中間管理機構というのは能動的にその対象農地とか出し手、受け手への働きかけというのはされているんでしょうか。ここはちょっとよく分からないです。

事 務 局　　中間管理機構は機能不全といいますか、出し手と借り手の両方を見つけてこないと、そういう機能はしないということになっております。
この前も国の方としゃべる機会があって聞いていて、一旦は借り手がいなくても引き受けてくださいよというお願いをしたんですが、そしたら誰が草を刈るんやと、維持管理の費用はありませんということで国がおっしゃいまして、そうすると確かに出し手と借り手がセットでないと機能しないねという話になって、そこで話が終わっちゃったんですが、そういうことで絵に描いた餅のようなところがありますが、それでもそういう出し手

が安心して出せる、借り手が安心して借りれるという意味では、中間管理機構も１つ意義があるのかなという状況があります。

先ほどの遊休農地の解消に向けてという具体的な部分ということでしたが、この前、役員会で委員がおっしゃっていましたが、大津市の地形的に中山間の地区が多くて、どうしても耕しにくいというようなところがあると。そうすると、余計にその担い手さんがやってくれへんというようなことがあって、ここに書いています農道の整備とか水路の整備とか、次の担い手さんにも引き継ぎやすいような状況をつくるのも、解決策の１つだということで文言を修正させていただいたというところがございます。

説明、以上になります。

委　　員　　承知いたしました。失礼いたしました。

議　　長　　ほかございますか。

委　　員　　同じ２番なんですが、最下段の「ついては、地形的な制約から」云々、先ほどから論議になっている部分でございますが、ここでは農道や水路の整備ということで、役員さんからも話があったということでございますが、私は地元の担当なり推進委員なり地元の農業組合の担当から、今年につきましてもいっとき水害的な部分の豪雨的な部分の中で水路の溢水であったりとか、農道の欠損みたいな形が出てくるんですね。補助金申請をするにしても白地で２分の１ぐらいという部分があって、それもなかなかその要件が厳しいという話が出る中で、大津市独自の部分が全国横並びの中で今これぐらいになっているという言い方で、当時、農林水産課さん、田園づくり振興課さんのほうはそんな感じで回答が来ていると。

そうなってくると、要件とかタイミングの中でも地元で自分らができる範囲しようかという感じで止まってしまったという話も聞いておりますので、この部分、大変まとまって分かりやすい言い方ではあるんですが、災害対策も含めたような文言の入れ方をしていただきますと、その危険性であったり、緊急性の部分が分かりやすい形になるんではないかと思いますので、それについても考慮をいただけたらということを思っております。

以上です。

議　　長　　今、いいご意見をいただきましてありがとうございました。災害対策という視点をここに盛り込みをしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

ほかございますか。よろしゅうございますか。

（なしの声）

議　　長　　それでは、意見も出尽くしたといいますか、お二方からご質問等いただ

きましたが、本日お示しをした内容で一部修正をさせていただいて、そして進めてまいりたいというふうに思いますので。
修正したものについては、次の総会でもう１度お示しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。
それでは、続きまして、連絡事項１、遊休農地調査について、事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございました。ただいまの説明について何かご意見・ご質問ございますか。

委　　員　　この一覧ですが、推進委員さんには今年も送られますか。

事 務 局　　推進委員さんにも同じものを資料とリストは送らせていただきます。

委　　員　　ありがとうございます。

議　　長　　ほかございますか。
この後、先ほども事務局からございましたが、タブレットの操作方法について説明がございますので、その折でも結構でございます。質問等があれば、そのときにも聞いていただいたらいいかなと思いますが、まずは今もしあるんでしたらご質問いただいたらいいかなと思います。
もし進めていく上において分からないことがございましたら、その都度、事務局にご確認等していただいて聞いていただければ結構かと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
それでは、続きまして連絡事項２、県外視察研修について事務局の説明を求めます。

＜事務局、資料に基づき説明＞

議　　長　　ありがとうございました。
ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。

（なしの声）

議　　長　　最後に全体を通しまして何かございますか。また、ご出席をいただいている推進委員さんからもご意見等ございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。
よろしゅうございますか。

（なしの声）

議　　長　　それでは、意見もないようでございますので、司会にマイクをお返しいたします。

副 会 長　　以上をもちまして、本日予定しておりました第４回定例総会の全日程を終了いたします。

議事録署名委員

議　長（村田　省三　委員）　　印

委　員（西村　和彦　委員）　　印

委　員（東　　清信　委員）　　印